上砂川町地域包括支援センター運営規程

（事業の目的）

第１条　この規定は、上砂川町が開設する上砂川町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施にあたっては、担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　事業の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

４　事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

５　事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第３条　事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　上砂川町地域包括支援センター

（２）所在地　　上砂川町字上砂川町４０番地１０（上砂川町役場内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他職員の管理、利用の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。ただし、業務に支障がない場合は、他の業務に従事できるものとする。

（２）専門職員

保健師　１名（常勤）
主任介護支援専門員　１名（常勤）
社会福祉士　１名（常勤）
専門職員は、事業の提供に当たる。
（３）事務職員　１名（常勤）
必要な事務を行う。
２　センターには、前項に掲げる職員のほか、必要な職員を置くことができる。

（営業日及び営業時間）
第５条　センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始（１２月３０日から１月４日まで）を除く。
（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）
第６条　指定介護予防支援の提供方法及び内容等は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
（１）提供方法　介護予防のための効果的な支援の方法（平成１８年厚生労働省令第４章の規定）に従って実施する。
（２）利用者の相談を受ける場所は第３条に規定するセンター内又は利用者の自宅とする。
（３）サービス担当者会議について
①開催場所は第３条に規定するセンター内、サービス事業所内又は利用者の自宅とする。
②本会議では利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、担当者から専門的な意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
（４）担当職員による居宅訪問頻度等
①提供開始月
②提供開始月の翌月から起算して３月に１回
③サービスの評価期間が終了する月
④利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接が出来ない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
⑤モニタリングの結果記録　少なくとも１月に１回

（通常の事業の実施地域）
第７条　通常の事業の実施地域は、上砂川町の区域とする。

（事故発生時の対応）

第８条　担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、上砂川町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第９条　センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

（２）虐待の防止のための指針を整備すること。

（３）担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（衛生管理等）

第１０条　センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議のおおむね６月に１回以上の開催及び会議結果のセンター職員への周知

（２）センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）センターにおいて、センター職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定等）

第１１条　センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、上砂川町災害時業務継続計画、上砂川町地域防災計画及び上砂川町地域包括支援センター業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１２条　センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

２　担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。その職を退いた後も、同様とする。

３　センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は町長とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１８年　４月１日から施行する。
この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。
この規程は、平成２５年　６月１日から施行する。
この規程は、平成２７年　１月１日から施行する。
この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。
この規程は、令和　３年　４月１日から施行する。
この規程は、令和　６年　３月２９日から施行する。